

第11条（払戻し）

利用者は、当社によるカードの廃止の場合、法令に基づき払戻手続が行われる場合その他当社が特別に認める場合を除いて払戻しを受けることはできません。

第12条（有効期間及び残高移行）

- カードの有効期間は、カード券面に印字された期日までとします。有効期間を経過した場合、利用者は、カード利用ができません。
- 利用者は、カードの有効期間満了に際して当社所定の手続きを行い、当社が新たに有効期間を設定した同一利用者名義のカード(以下「新カード」といいます。)を発行した場合であって、当社が認めたときに限り、有効期間満了のカード(以下「旧カード」といいます。)から新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、旧カードのカード利用はできなくなります。
- 利用者は、カードに設定されたチャージ可能な限度額を超えて、旧カードから新カードに残高移行をすることはできません。

第13条（利用資格喪失）

利用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、カードの利用資格を自動的に喪失するものとし、利用資格喪失後は一切のカード利用及び払戻しができません。

- 利用者が当社所定の方法により、カード解約の届出を行い、当社が受理した場合
- 利用者が死亡した場合又は当社が利用者の死亡の連絡を受けた(当社が左記に準じてと判断した場合を含む)

第14条（禁止行為）

利用者は、カードの申込み又はカード利用にあたり、次の行為をしないものとします。

- 当社に虚偽の情報を申告すること
- カードの複製、偽造、変造、印刷若しくは改ざん(第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「不正改ざん等」といいます。)を行うこと、又はカードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、若しくはその疑いがあるにもかかわらず、カードを利用すること
- カードに記載されている情報を第三者に開示若しくは公開、又はインターネット上にアップロードしていること
- 他の利用者になりますこと
- 換金を目的としてカード利用をすること
- 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第15条（利用停止措置）

- 当社は、次の各号に該当した場合、利用者への事前の通知又は催告なしに、カードの利用停止措置を講じることができるものとします。当社が利用停止措置を講じた場合、利用者は、当該措置以降一切のカード利用又は払戻しができない場合があります。
 - 利用者が本規約に違反した場合
 - 利用者が過去にカードの利用停止措置を受けていること、又はカードの利用に関して不正行為を行っていたことが判明した場合
 - 利用者の利用状況等に照らして、利用者として不適当であると当社が判断した場合
 - 利用者が当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する等の行為をした場合
 - その他前各号に準じる場合
- 当社は、利用者が前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該利用者からカードを回収することができるものとします。

第16条（カードの貸与・譲渡）

- カードの所有権は当社にあり、カードは当社から利用者に対して貸与するものです。
- 利用者は、第三者に対して、カードを貸与して利用させること、又はカードを譲渡し若しくは質入れその他の担保権を設定することはできません。
- 利用者が前項に反して第三者がカード利用をしたことにより生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。

第17条（安全管理）

利用者は、カードを善良な管理者の注意をもって保管し、かつ利用者の暗証番号その他のカードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。

第18条（暗証番号）

- 利用者は、カードの申込み時に利用者自身又は当社が指定する暗証番号について、暗証番号を記入したメモ等をカードと一緒に保存する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしてはならないものとします。
- 利用者は、暗証番号を生年月日、電話番号その他の申込者本人に関係した番号であって推測が容易な番号に設定しないものとします。
- 暗証番号に関する届出又は問合せについては、当該カードの利用者本人

から申し出るものとします。

- 利用者が暗証番号を第三者に知らせ又は知られたことから生じた損害は、利用者の負担とします。但し、利用者の故意又は過失によるものではないことを当社が確認できた場合にはこの限りではありません。
- 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当社は、一時的にカード利用を制限する場合があります。この場合、利用者は、カードの利用を回復するために、当社所定の連絡先に申し出のうえ当社所定の手続きを行う必要があります。

第19条（盗難・紛失・不正利用時の対応）

- 利用者は、紛失又は盗難によりカードが手元でないことに気づいた場合、不正使用の可能性がある場合又は暗証番号その他のカードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合には、ただちに当社まで連絡するものとします。この連絡がただちにされなかったことで利用者が生じた損害については利用者自身の負担とします。なお、利用者から連絡がされた場合でも、紛失又は盗難による場合は次項の規定を適用します。
- カードの紛失又は盗難により第三者にカードを利用された場合、当該利用金額は、利用者の負担とします。但し、利用者に故意又は重大な過失がなくカードの偽造により第三者にカード利用をされた場合はこの限りではありません。
- 当社がカードの盗難、紛失若しくは第三者による不正使用の発生又はそのおそれがあると判断した場合、当社は、利用者への事前の通知又は催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。
- 当社は、利用者に対し、利用者の個人情報及び本人確認資料の提出、及びカードの紛失、盗難又は不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、利用者は、当該請求に協力するものとします。
- 利用者が、盗難その他の事由によりカードを紛失した場合、当社は、カードの再発行を行います。利用者は、この場合にカードの再発行を希望するときは、新たにカード発行のお申込み手続きを行うものとします。
- 利用者は、盗難その他の事由により紛失したカードから、新たに発行されたカードへ残高移行をすることはできません。
- 利用者の責によらず、カードの偽造等による不正利用が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、利用者が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、利用者に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの未使用残高は消滅し、利用者は旧カードのカード利用はできません。

第20条（汚損等による再発行）

カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由によりカードの利用に支障を生じる場合であって、利用者が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めたときは、当社は、利用者に対して新カードを発行し、旧カードから新カードに残高移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、利用者は旧カードのカード利用はできません。なお、同一利用者からの複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、残高移行を認めない場合があります。

第21条（カードの利用制限等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することなくカードの利用を一時的に制限する場合があります。

- カード利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカードの利用を一時的に中断することが必要な場合
- カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合
- その他、当社がカードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

第22条（免責）

- 法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、カードに関連して利用者が出した損害について、当該損害が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 利用店でのカード利用の際に用いる各種端末の異常による決済不備に起因する問題について、当該問題の発生が当社の故意又は重過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
- カードの利用により購入した商品等に生じた問題について、利用者は、利用店との間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第23条（反社会的勢力の排除）

- 利用者は、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当社に対し確約するものとします。
 - 暴力団の構成員(以下「暴力団員」といいます。)及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - 暴力団の準構成員(暴力団員以外で暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団

の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいいます。以下同じ。)

- 暴力団の関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいいます。)の従業員
 - 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。)
 - 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます。)
 - 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団との資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいいます。)
 - 前各号の共生者
 - その他前各号に準ずる者
- 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - 当社は、利用者が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、利用者に対して当該事項に関する調査を行い、又は必要に応じて資料の提出を求めることができ、利用者は、これに応じるものとします。
 - 当社は、利用者が第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めした場合、申込者によるカードの発行申込みを拒否し、又は、利用者の本規約に基づくカード利用を一時的に制限することをとします。
 - 当社は、利用者が第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、カードの利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちにカードの利用資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、利用者は当該措置以降一切のカード利用及び払戻しができなくなります。
 - 前項により当社に損失、損害又は費用(以下「損失等」といいます。)が生じた場合、利用者は、これを賠償する責任を負うものとします。又、前項の規定を適用したことにより利用者に損害等が生じた場合にも、利用者は、当該損害等について当社に請求しないものとします。

第24条（権利義務の譲渡）

当社は、本規約に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本規約に定められた利用者に対する義務を継続して負担させるものとします。

第25条（届出事項の変更）

- 利用者が当社に届け出た事項に変更があった場合、利用者は、すみやかに当社に対し変更の旨を申し出、当社所定の手続を行うものとします。利用者がこの手続を行わなかったために、送付物(電子メールを含みます。以下同じ。)が利用者に着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。
- 利用者が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地変、郵便事業者若しくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、送付物が利用者に着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

第26条（本規約の変更等）

当社は、利用者から届け出られた連絡先への通知(書面又は電磁的方法によるものとします。)、当社ホームページ上の告知又は当社所定の方法による告知を行うことにより、本規約の一部若しくは全部を変更又は廃止することができるものとし、当該告知後に利用者がカードを利用した場合は、内容をご承認いただいたものとみなします。

第27条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第28条（合意管轄裁判所）

本規約に基づく取引に関して、利用者当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、利用者の住所地及び当社の本店、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

カワトクパルカカード会員規約

総則

第1条

本カードは、株式会社川徳(以下「川徳」といいます。)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」といいます。)と提携して発行するカードです。

第2条

本カードのポイント機能は川徳が主体として提供し、川徳の定める「カワトクパルカカード ポイント会員規約」が適用され、ポイント機能に付随して別途提供される本カードのプリペイドカード機能はセゾンが主体として提供し、セゾンの定める「カワトクパルカカード プリペイドカード特約」及び「セゾンプリペイドカード規約」が適用されます。

カワトクパルカカード ポイント会員規約

第1条 会員

会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社川徳(以下「当社」といいます。)に入会の申込をされ、当社が認めた18歳以上の方をいいます。
会員は当社に対し、所定のカード会費を会員の負担によりお支払いいただきます。なお、お支払済のカード会費は退会又は会員資格の喪失となった場合においてもお返しいたしません。

第2条 カード発行

- 当社は会員に対し、カワトクパルカカード(以下「カード」といいます。)を会員1名につき1枚発行(当社から貸与)し、カード裏面の署名欄に自署し、会員の責任で管理していただきます。
- カードは、自署した会員本人のみがご利用いただけるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。

第3条 会員資格の有効期限

- 会員資格の有効期限は当社が定める日までとします。
- 2年間以上カードでのお買上げ利用がなくかつ会費が2年以上未納の時は、会員資格を喪失する場合があります。

第4条 ポイント付与

- 会員は、当社の店舗及び当社の指定する店舗、諸施設(以下「加盟店」といいます。)においてカードを提示のうえ、商品の購入又はサービスの提供を受けた場合、その会員に対して所定のポイントを付与します。なお、ポイント付与の対象となる金額は、お支払い金額から諸税その他当社が定める金員を控除した金額とします。
- ポイント付与は、原則100円(税抜き)に対して1ポイントを付与いたします。ポイントの割合は加盟店により異なる場合があります。又、特定の期間、特定の加盟店、特定の商品、特定の会員向けにポイント付与方法を変更することがあります。
- 次の場合は、原則としてポイント付与対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

- お支払い前にカードの提示がなかった場合。
- 金銀白金等の地金類、商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チケット類、たばこ、ハガキ等を購入する場合。
- 当社が指定する催事、及び贈答用の箱代、送料、加工・修理代を支払う場合。
- カワトクポイントによる商品代金・サービスへの充当分。
- カワトクカード以外のクレジットカードを利用したお支払い、及びその際に併用するプリペイド支払い分。
- 代金引換により商品を購入する場合。
- 手付金その他仮受金を支払う場合。
- その他当社及び加盟店が指定する商品の購入又はサービスの提供を受ける場合。

- ポイントの有効期限は、3月1日～翌年2月末までの期間に付与された分を翌々年の2月末日までとし、期限を過ぎたポイントは消滅いたします。(例：2017年3月1日～2018年2月末日までに付与されたポイントは、2019年2月末日まで有効です。付与のタイミングにより有効期間は12ヶ月～24ヶ月と変動します。)

第5条 ポイントの利用方法

- 「カワトクポイント残高の全部又は一部」は、1ポイントを1円換算とし当社

- 及び加盟店において、商品の購入又はサービスの提供を受ける商品代金に充当してお支払いできます。なお、お釣銭をお渡しすることはできません。
- (2)以下の場合は「カワトクポイント」をご利用することはできません。
 - 商品券、ギフト券、切手、印紙などの金券類、チケット類、ハガキを購入する場合。
 - カード会費
 - その他当社及び加盟店が指定する商品の購入又はサービスの提供を受ける場合。
 - 「カワトクポイント」残高は、現金と引換えできません。
 - 会員がカードを紛失又は盗難にあい、当社に通知する以前にポイント残高を第三者に使用された場合、当社は一切の責任を負いません。

第6条　お買上げ商品返品等の処理

- (1)お買上げ商品を返品等する場合は、お買上げ店舗でカード及び当該商品等に係るシードを提示いただけます。この際に、既に付与したポイントから返品相当額のポイントを差し引きます。
- (2)既に、ポイント充当によるお支払を行いポイント残高が不足している場合、ポイント調整又は返金処理等をさせていただく場合がございます。

第7条　カード再発行

- (1)カードの再発行は当社が相当と認めた場合に行います。なお、会員は所定の再発行手数料をご負担いただきます。
- (2)カードの紛失、盗難が生じた場合は、直ちに当社宛連絡ください。

第8条　届出事項の変更

会員がお名前、ご住所、電話番号等を変更した場合には、速やかに当社へお届けください。

第9条　退会ならびに会員資格の喪失

- (1)会員は、当社の所定の届出をし、退会できるものとします。
- (2)「カワトクポイント」については、退会前にご利用ください。退会後はいかなる事由でもポイントの復活はいたしません。
- (3)会員が次の各号の一にても該当した時は、会員資格を喪失するものとします。
 - 2年間以上カードでのお買上げ利用がなくなかつ会費が2年以上未納の時
 - この規約に違反した時
 - 会員が当社及び加盟店での特典、サービス等を利用するにあたり不正な行為があった時
 - 前1(3)の場合にはカードを当社にお返しいただきます。この場合ポイントも同時に消滅するものとします。

第10条　規約の変更

本規約を予告なく変更、改定又は廃止する場合がございます。この場合、当社の店頭への掲示その他当社が適切と考える方法により、会員にその旨を通知いたします。その後カードを利用した場合は、変更事項を承認されたものとします。

第11条　反社会勢力の排除

- (1)会員は、会員が現在次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないものと確約します。

ア：暴力団及び暴力団員又は暴力団準構成員。若しくは、これらの団員・構成員でなくなった時から5年を経過しない者。イ：暴力団関連企業又は特殊知能暴力団員等。ウ：総会屋・会社ゴロ及び社会運動標榜ゴロ等。エ：その他、上記ア～ウに準ずるもの。

(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。

ア：暴力的な要求行為。イ：法的な責任を超えた要求行為。ウ：当該システムに関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。エ：風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。オ：その他上記ア～エに準ずる行為。

(3)会員が(1)(2)のいずれか該当するか行為を行った場合、又は虚偽の申告が判明し、当社とのカード会員契約を継続することが不適切である場合には、会員資格を喪失するものとします。

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意事項(第12条～第16条)

第12条　個人情報の取扱い

- (1)当社は、当社と共同利用に関する契約を締結した川徳企業グループ及び関連企業(以下「共同利用会社」といいます。)と、以下の個人情報を以下の利用目的で共同して利用します。なお、個人情報の管理につきましては当社が責任を負います。

【利用目的】
○商品情報・生活情報・アフターサービス・各種ご優待等の案内

○マーケティング活動、商品開発

○当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

【共同利用する個人情報の項目】

○カード申込書に会員が記載した会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番

号、Eメールアドレス、住居状況

○当社におけるカード利用に関する契約日、商品名、契約額

(共同利用会社)

(株)かわとく老番館

岩手県盛岡市菜園1丁目8番15号

(株)カワトクトラベル

岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

(株)川徳友の会

岩手県盛岡市菜園1丁目10番1号

(株)葡萄屋

岩手県盛岡市菜園1丁目11番11号

(2)当社及び共同利用会社からの各種ご案内送付の停止について、会員からお申し出があった場合は、停止手続きを行います。

第13条　個人情報の開示・訂正・削除

(1)会員は、当社に対し、会員自身の個人情報を開示するよう請求できます。なお、当社に開示を求める場合は第14条記載の窓口にご連絡いただいたうえで、所定の開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。

(2)開示請求により万一登録内容に不正確又は誤りであることが明らかになった場合、会員は当該情報の訂正又は削除を請求することができます。

第14条　個人情報の取扱いに関する不同意

当社は、会員が入会に必要な事項の記載を希望しない場合、又は個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会をお断りすることがあります。なお、第12条について同意しない場合でも、入会をお断りすることはありません。

第15条　問合せ窓口

当社が保有する会員の個人情報に関する問合せや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

株式会社川徳　お客様相談室

〒020-8655　岩手県盛岡市菜園1丁目0-1　019-651-1111

第16条　条項の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

お問合せ先	
カードについてのお問合せは、下記窓口までお願いいたします。	
株式会社川徳　カワトクパルクカード担当	
〒020-8655　盛岡市菜園1丁目0-1	
TEL019-651-1111	

お問い合わせ先

カードについてのお問合せは、下記窓口までお願いいたします。

株式会社川徳　カワトクパルクカード担当

〒020-8655　盛岡市菜園1丁目0-1

TEL019-651-1111

カワトクパルクカード プリペイドカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が、株式会社川徳(以下「川徳」といいます。)と提携して、ポイントカード機能部分は川徳、プリペイド機能部分は当社が提供カードを、「カワトクパルクカード プリペイドカード」(以下「本カード」といいます。

第2条(定義)

本特約における用語の定義は、本特約で定めがない限り、当社が定めるセゾンプリペイド規約(以下「プリカ規約」といいます。)の用語の定義によるものとします。

第3条(カードの発行)

- 当社の定める本特約及びプリカ規約、並びに川徳の定めるカワトクパルクカード ポイント会員規約(以下「ポイント規約」といいます。)を承認の上、当社と川徳(以下、併せて「両社」といいます。)に、両社所定の方法により、本カードのご利用のお申込をし、両社が本カードのご利用を認めた方(以下「利用者」といいます。)に、本カードを発行いたします。なお、未成年者の方は、親権者の同意を得たとみなした上でお申込を受け付けるものとします。
- 本カードは、利用者1名につき1枚の発行とします。

第4条(利用者情報)

- プリカ規約の定めにかかわらず、当社は、利用者の氏名、住所等の情報(以下「個人情報」といいます。)は原則として、収集・保有いたしません。
- 利用者が、本カードのご利用の申込み及び利用に際して、川徳に対して、個人情報又は本カード番号等の本カードに関する情報を提供する場合、利用者と川徳との間の取り決めにおいて行うものとし、当社は責任を負いません。

第5条(ポイントカード機能及びカード会費)

- 本カードには、川徳の提供するポイントサービスが提供され、当該サービスは、ポイント規約に基づき提供されます。
- 利用者は、川徳に対して、カード会費とその消費税等を、川徳所定の方法により支払うものとします。

第6条(利用店)

利用者は、川徳の各店舗及び両社所定の取り扱い店舗、施設等において、本カードをご利用いただけます。但し、一部の店舗・商品等ではご利用いただけません。

第7条(有効期間)

プリカ規約の定めにかかわらず、本カード及び未使用残高の有効期間はございません。

第8条(利用停止措置)

- 本カードについては、プリカ規約第15条第1項第4号における「当社」は、「両社」に読み替えるものとします。
- 本カードについては、プリカ規約第15条第1項に以下を追加します。
 - 利用者がポイント規約に基づき、ポイントサービスにかかる利用停止又は会員資格を喪失された場合

第9条(暗証番号)

プリカ規約の定めにかかわらず、本カードの暗証番号は、カード発行時に当社所定の方法により通知いたします。

第10条(適用除外)

本カードは、プリカ規約第3条第2項、第4条第2項、第6条第5項及び第12条の適用はございません。

第11条(川徳への業務委託)

本カードに関する問い合わせ対応等の本カードのプリペイド機能部分に関する業務の一部について、当社は川徳に委託するものとし、又、川徳は、利用者からの申し出に基づき、利用者を代行して本カードに関する各種手続きを行うものとします。

第12条(適用規約)

- 本カードの内、ポイントカード機能部分については、ポイント規約に加え、本特約が適用され、両規約が重複する場合は、ポイント規約を優先します。
- 本カードの内、プリペイドカード機能部分については、プリカ規約に加え、本特約が適用され、両規約が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第13条(特約の変更)

会員が本特約の変更及びその変更内容の告知後に本カードをご利用された場合は、会員は、その変更内容をご承諾いただいたものとみなします。

セゾンプリペイドカード規約

第1条(本規約)

本規約は、クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行するセゾンプリペイドカード(以下「カード」といいます。)の申込み及び利用について定めたものです。カードの利用者は、本規約の内容及び適用について同意のうえ、カードの申込み及び利用を行うものとします。

第2条(定義)

本規約に定める語句の定義は次の通りです。

- 「セゾンプリペイドカード」 利用者があらかじめチャージした金額の範囲内で、利用店で商品等の購入代金を決済できるカードをいいます。
- 「利用者」 カードの発行を希望し発行の申込み手続きを行う者、及び当社がカードの利用を認めてカードを発行する者をいいます。
- 「利用店」 カードが利用可能な当社所定の店舗をいいます。
- 「利用登録」 カードを利用するために必要な当社所定の利用登録手続きをいいます。
- 「チャージ」 利用者がカードに当社所定の方法により任意の金額を入金すること、及びその手続きをいいます。
- 「商品等」 カードの利用により購入の対象となる商品、サービス又は権利をいいます。
- 「カード決済」 カードにチャージした金額内で、利用店で商品等の購入代金の全部又は一部を支払うことをいいます。
- 「カード利用」 チャージ、カード決済、未使用残高の確認その他のカードにかかるサービス利用の総称をいいます。
- 「未使用残高」 利用者がカードにチャージし、未使用の状態にある金額をいいます。
- 「有効期間」 カードへのチャージ及び利用店で未使用残高が利用できる期間をいいます。
- 「払戻し」 未使用残高の払戻しをいいます。
- 「残高移行」 当社が認めた場合に、特定のカードから別に発行した同一利用者名義のカードに未使用残高を移行することをいいます。
- 「利用資格喪失」 当社所定の事由により、利用者がカード利用の権利を喪失することをいいます。
- 「利用停止措置」 当社の判断により行う、一時的なカード利用の制限、利用資格喪失その他のカード利用停止措置をいいます。

第3条(申込み等)

- 利用者は、当社所定の方法によりカードの申込み手続きを行う必要があります。
- 利用者は、カードの申込みにあたり、氏名、連絡先その他の当社所定の利用者に関する情報を当社に申告するものとします。
- 当社は、当社が定める基準を満たした利用者に対して、当社所定の手続きを経たうえでカード利用を認めるものとします。
- 利用者が未成年の場合には、親権者の同意を得たうえで申込みするものとします。

第4条(カード利用前手続き)

- 利用者は、カードが発行され、受領した段階で、カード裏面の所定欄に利用者の氏名と同一の署名を行うものとします。
- 利用者は、カードが発行され、受領した後利用登録を行う必要があります。この手続きが行われない場合、カード利用ができないことがあります。但し、当社が利用登録を行う場合はこの限りではないものとします。

第5条(チャージ)

- 利用者は、当社が定めたカードの限度額の範囲で、当社所定の方法により、カードに繰り返しチャージすることができます。但し、当社は、申込み時にされた利用者情報の登録未完了その他の事由により、複数回のチャージを認めないことがあります。
- 利用者は、チャージ後に当社所定の時間を経過してから、カード決済ができるものとします。

第6条(カード決済)

- 利用者は、利用店で商品等の購入時にカードを提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法、あらかじめカードの申込み時に指定した暗証番号を利用店の機器に入力する方法その他の当社所定の方法による手続きを行うことによりカード決済ができます。なお、当社が認めた場合、署名の手続きを省略できる場合があります。
- カードの利用に際して、商品等の内容等によっては、当社所定の承認が必要です。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カード決済をお断りする場合があります。
- 利用者は、当社又は利用店が指定した特定の商品等の購入時には、カード決済ができない場合があります。
- 利用者がカード決済をした場合、当社は、当該利用者の未使用残高から、当該カード決済にかかる金額分を当社所定の方法により差し引きます。
- 日本国外でのカード決済については、次の各号が適用されます。
 - 商品等購入代金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点で、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。この場合、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料を加えたレートを適用します。
 - 当社は、当社が指定する国又は特定の地域におけるカード決済について利用を制限することができます。

第7条(手数料)

- 利用者は、当社が請求する場合、カード利用時に当社に対して次の手数料を支払うものとします。当社は、利用者に対して当社所定の方法により手数料を通知します。
 - カードの発行手数料
 - チャージ手数料
 - カード決済手数料
 - 前各号のほか、当社が認めた手数料
- 利用者がカード利用をした場合、当社は、当該利用者の未使用残高から当該カード利用にかかる手数料分を当社所定の方法により差し引きます。

第8条(限度額)

当社は、カードに、当社が定めた次の各号の上限額(以下総称して「限度額」といいます。)を設定します。当社は、カード発行時に利用者に対して当社所定の方法により限度額を通知します。

- カードにチャージ可能な上限額
- 1回のカード決済時の上限額
- 前各号のほか、当社が設定する上限額

第9条(未使用残高の確認)

利用者は、利用者向けのウェブサイト上での確認その他の当社所定の方法により、カードの未使用残高を確認できるものとします。

第10条(超過利用時の措置)

カード決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、利用者は、カード決済時に未使用残高を超えて利用店に支払いができる場合があります。この場合、利用者は、当社が利用店へ超過利用分の立替払いをすること、及び当社が、利用者に対して超過利用分の支払を請求することをあらかじめ承諾するものとし、利用者は、当該請求時には当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により当該超過利用分の金額を当社に対して支払うものとします。